

5 基本的な手続の流れ図

〔大規模建築物〕 : 区に書面で提出

現場調査依頼書
〔開発調整課宅地開発係あて〕

開発事業に係る届出
〔都市計画課あて〕

大規模建築物に係る届出
〔この手続き以降は経済課〕

標識の設置

標識設置の届出

説明会の開催通知

説明会の開催、協議

協議申請、協議

協議申請の概要の公表

近隣住民の意見書の提出

区の意見提示

事業者の見解書の提出

協定の締結

協議終了通知の送付・公表

紛争予防条例の手続

建築確認申請

工事着手・工事完了の届出

検査

説明会の前に標識を設置

5日以内

15日以内

7日以上

60日前

90日前

(売場面積500㎡を超える小売店舗の場合は、まちづくり条例の手續に合わせて大規模小売店舗立地法または練馬区中規模小売店舗の立地調整に関する条例の手續が必要です)

大店立地法または中店条例に基づく届出

2ヵ月以内

大店立地法または中店条例に基づく説明会

大店立地法または中店条例に基づく手續